



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

知ってお得な制度！ご存知ですか？住宅リフォーム減税制度

人生で最も大きな買い物とも言われる住宅ですが、購入者の負担を少なくするためのサポートとして、住宅ローン控除やすまい給付金があることはご存知の方も多いと思います。昨年の消費税率引き上げを背景に、住宅ローン控除やすまい給付金の見直しも行われましたが、その他にも住宅のリフォームを行った際に受けられる減税制度も見直されました。住宅リフォーム減税制度は、耐震、バリアフリー、省エネ、多世代同居の改修を行った場合に所得税や固定資産税の軽減が受けられる制度で、令和3年12月末までに引き渡し・入居が完了した住宅が対象となります。所得税の軽減の概要は以下のとおりです。

減税制度 リフォームの種類	投資型減税 現金払いや償還期間5年未満の ローンの場合などで利用できる	ローン型減税 ローンの償還が5年以上の場合に 利用できる
① 耐震リフォーム 昭和56年5月31日以前の基準で建築された住宅を現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合		利用できない
② 省エナリフォーム 既存住宅の省エネ性能を上げる一定の要件を満たした改修工事	標準的な工事費用相当額（限度額250万円）の10%が所得税額より控除される／最大25万円	A 対象となる工事費用相当額 B 控除対象限度額（250万円） A・Bのいずれか少ない額×2%…Ⅰ
③ 同居対応リフォーム 親、子、孫の三世代で助け合える住宅環境を整備するための改修工事		I 以外の改修工事費用相当分の年末ローン残高×1%…Ⅱ
④ バリアフリーリフォーム 高齢者や障がい者が安全に暮らせる一定の要件を満たした改修工事 (50歳以上の人人が住む住居)	限度額200万円／対象額の10%が所得税より控除／最大20万円 (居住開始日や工事に課税される消費税率により対象額が異なる)	I + II が所得税より控除（最大12.5万円）／5年で最大62.5万円

※②～④のリフォームに関しては投資型減税とローン型減税のどちらかを選択して利用します。

適用を受ける際には確定申告書に明細書や登記事項証明書・増改築工事証明書等を添付する必要があります。対象となるリフォームを行った際は当会までご連絡ください。

年末です！棚卸表の作成をお忘れなく

販売するために仕入れた商品・製造した製品・製造途中の仕掛品・原材料が年末に在庫として残っている場合には、その在庫を仕入値で合計し、棚卸資産として計上します。

【棚卸表の作成例】

品名	数量	単価	金額
A	10個	1,100円	11,000円
B	20個	2,200円	44,000円
C	50個	5,500円	275,000円
合計			540,000円



12月31日現在での商品・製品などの棚卸資産がどれくらいあるのかを調べ、在庫を一覧表にまとめた棚卸表を、任意の様式で構いませんので作成し、申告の際にご持参ください。

もうすぐ年末調整です！準備を始めて下さい！

専従者や従業員に給与や賞与を支給している事業者は、原則として本年最後の給与を支払うときに『年末調整』をしなくてはなりません。

年末調整とは、1年間の給与収入から国民年金や国民健康保険料、生命保険料等の掛金額、扶養控除等による所得控除を差し引いて、毎月預かっていた概算の所得税との調整を行うことをいいます。

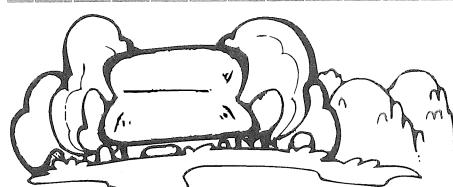
年末調整を計算したうえで、7月～12月分の預かった税金を納めてください。

特に今年は、基礎控除が38万円から48万円に増額し、給与所得控除も変更になるなど、影響の大きな改正が行われています。ご注意ください。

納付期限は**1月20日(水)**です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です！)

源泉所得税納付期限（毎月納付）	令和3年1月12日(火)
源泉所得税納付期限（半年納付）	令和3年1月20日(水)
給与支払報告書の提出	令和3年2月1日(月)

『ふるさと納税』をお考えの方は年内に！



ふるさと納税は、寄付したからといって税金が安くなるわけではありませんが、寄付先の自治体からお礼の品をもらうと、結果的にお得になることが多い制度です。

年末も近くなっていますので、お考え中の方は決断の時期といえます。年内に寄付をしなければ今年の控除にはなりません。また、自治体によっては12月上旬で今年の受付を終了するところもあるようですので、注意が必要です。寄付先の受付状況をよくご確認ください。

なお、制度の詳細やふるさと納税額の目安については、平成30年8月号の当会会報をご確認ください(当会HPからも会報が閲覧できます)。

12月28日(月)は会費口座振替日

今月の**12月28日(月)**が口座振替日です。同封の『会費等の口座振替のお知らせ』をご確認下さい。ご不明な点がございましたら、**12月14日(月)**までにご連絡をお願いします。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内に記載の口座へお振り込みいただけ、ご持参くださいますようお願いいたします。

弁護士による 無料相談を行います！

弁護士の橋 先生による無料の相談会を行います。
事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？

ご希望の方は下記の日程をご確認のうえ、事前に事務局までご予約ください。

12月16日(水) 15:00～17:00

(場所：福岡中央青色申告会 事務所内)

注意!

確定申告の案内ハガキが税務署より1月中旬に郵送される予定です。

税務署からのハガキには、皆さまの個人情報が記載されておりますので、大切に保管し、確定申告の際には必ず当会にご持参くださいますようお願いいたします。



行 事 予 定 日	行 事 予 定 日	行 事 内 容
	12月7日(月)	税務相談日
	12月16日(水)	法律相談日
	12月28日(月)	仕事納め
	1月5日(火)	仕事始め
	12月21日(月)～25日(金)	年末調整集合相談会
	1月5日(火)～8日(金)・12日(火)	

編
集
後
記

あっという間に寒くなり、また確定申告の季節が近づいております。年内に記帳の確認をしておくと、年明けは余裕をもって申告できますよ。皆さまのご予約お待ちしております。

今年はコロナで皆さん大変な1年だったのではないかと思います。よいお年をお迎えください。

ふくおかNEWS

メール : info@aoiro-f.com
H P : <http://aoiro-f.com/>
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221